

(答申第147号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成28年3月27日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

平成22年10月5日に岐阜土木事務所において作成された「岐阜土木事務所 ○○ ○○○○について」と題する文書

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、対象公文書として、「岐阜土木事務所 ○○ ○○○○ について」を特定した。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、対象公文書に条例第6条第6号に該当する情報が記載されているとして、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年4月11日付け岐土第102号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成28年5月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成28年8月9日付け建政第200号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、部分公開とされた公文書の全部公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第6号（事務事業情報）該当性について

当該職員は、懲戒免職により既に岐阜県職員の身分を失っていることから、対象公文書を公開したからといって、以後の人事評価に影響することはない。

したがって、本件処分において非公開とされた情報は、条例第6条第6号の非公開事由に該当しない。

(2) 対象公文書が裁判所に証拠提出されていることについて

対象公文書は、審査請求時点において、岐阜地方裁判所で係争中の取消請求事件の被告である岐阜県の訴訟代理人弁護士が乙号証として提出した書証（写し）の原本と同じ文書であるものと推定される。

その書証（写し）には、黒塗りにされた部分はなく、当該裁判所においてすべて閲覧が可能な状態であるため、対象公文書が当該書証の原本と同一であるならば、部分公開とする理由がない。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第6号（事務事業情報）該当性について

対象公文書のうち、非公開とした部分は当該職員に対する評価が記載された部分であり、これを公開した場合、今後、実施機関全体の人事管理に係る事務に関し、評価者が評価内容への疑問、不満、批判等が生じることを懸念して当たり障りのない記載しかしなくなるなど、率直・公正な評価ができなくなることによって、県における職員の人事評価に関する事務の形骸化を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

なお、対象公文書の職員に対する評価が記載された部分が条例第6条第6号の非公開情報（事務事業情報）に該当することと、その評価の対象となっている者が本件公開請求又は公開の時点において現に職員の身分を有しているか否かとは、関係がない。

(2) 対象公文書が裁判所に証拠提出されていることについて

審査請求人が指摘する取消訴訟における対象公文書の写しの裁判所への提出は、当該訴訟の被告である県が、訴訟の対象である懲戒処分の正当性を主張立証するため、訴訟当事者としての権利に基づき、必要性及び相当性を有する正当な訴訟行為として行ったものである。

一方、県行政の説明責任を全うするために行う情報公開制度は、裁判所における訴訟記録の閲覧制度とはその趣旨及び目的を異にするものであって、対象公文書の写しが、県が訴訟で提出したことにより裁判所において閲覧制度の対象となったからといって、情報公開制度において、非公開とすべき情報が当然に公開すべき情報となるものではない。

裁判所における訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法（平成8年法律第

109号。以下「民訴法」という。)第91条第1項で「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」とされているが、同条第2項では、「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り前項の規定による請求をすることができる。」とされており、また、民訴法第92条では、「裁判所は、当該当事者の申立てにより、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。」とされているなど、閲覧が制限される可能性がある。

また、裁判所における訴訟記録の謄写についてみても、民訴法第91条第3項で「当事者及び利害関係者を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と定められ、当事者及び利害関係者以外の第三者については、訴訟記録の閲覧請求ができるに過ぎず、その謄写は認められていない。

こうしたことから、本件公文書の写しが書証として提出され訴訟記録を構成し、何人も閲覧できる状態となったからといって、直ちに本件公文書を上記訴訟の当事者以外の一般人が広く知るに至る蓋然性があるとはいえない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 実施機関の決定等(1)対象公文書の特定」に記載のとおり特定した。

この点について、審査請求人は特段不服を述べておらず、当事者間に争いはないものと認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第6条第6号(事務事業情報)の趣旨

条例第6条第6号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれなどがあるものを、非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、県の機関又は国等が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるべきものであるが、当該事務事業に関する情報の中には、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、当該情報は非公開とすることを定めたものである。

(2) 条例第6条第6号(事務事業情報)該当性について

当審査会が見分したところによれば、対象公文書のうち実施機関が条例第6条第6号に該当するとして非公開とした部分(以下「当該非公開部分」と

いう。)には、当該職員の勤務評価が記載されていることから、当該非公開部分に記載された情報は、人事管理に係る事務に関する情報に該当すると認められる。

次に、当審査会が実施機関から聴取したところによれば、当該非公開部分を公開した場合、今後、実施機関全体の人事管理に係る事務に関し、評価者が評価内容への疑問、不満、批判等が生じることを懸念して当たり障りのない記載しかしなくなるなど、率直・公正な評価ができなくなることによって、県における職員の人事評価に関する事務の形骸化を招くという支障を及ぼすおそれがあるというものである。

当審査会としてもこうした支障が生じるおそれがあることは首肯できることであり、当該非公開部分を公開した場合、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

この点について、審査請求人は、当該職員が岐阜県職員の身分を失っていることをもって条例第6条第6号の非公開事由に該当しない旨主張しているが、本件処分の非公開事由は、今後、実施機関全体の人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあるというものであるから、当該職員が現に岐阜県職員の身分を有しているかどうかは、本件処分における非公開事由の該当性に影響するものではない。

したがって、当該非公開部分に記載された情報は、条例第6条第6号の非公開事由に該当する。

(3) 対象公文書が裁判所に証拠提出されていることについて

審査請求人は、対象公文書と同一と考えられる文書が訴訟において裁判所に証拠提出されており、当該文書が何人も閲覧できる状態にあることから、対象公文書を部分公開にする理由がない旨主張している。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、審査請求人のいう裁判所に証拠提出された文書の原本は対象公文書と同一であり、当該文書は裁判所において閲覧できる状態にあることが確認された。

裁判所での訴訟記録の閲覧については、民訴法第91条第1項により何人も請求することができることとされているが、その請求に当たっては、事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されること、また、民訴法第92条で秘密保護のための閲覧等の制限について定められていることから、裁判所における訴訟記録の閲覧は無条件に容認されているものではないと解される。

さらに、民訴法第91条第3項では、訴訟記録の謄写等についても一定の制限が設けられている。

そうすると、裁判所に証拠提出されていることのみをもって、直ちに情報公開制度においても公開すべき状態にあるとまでは言えない。

したがって、審査請求人が主張する裁判所への証拠提出は、本件処分の妥当性に影響するものではない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成28年8月9日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年12月22日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成29年1月13日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
平成29年3月31日	実施機関から再弁明書（写し）を受領した。
平成29年5月16日 （第147回審査会）	諮問事案の審議を行った。
平成29年5月30日 （第148回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成29年6月30日 （第149回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	松浦 好子	岐阜県商工会女性部連合会	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）